

## 特記仕様書

### 1 委託業務の名称

令和8年度出雲市インバウンド誘客促進業務（台湾）

### 2 業務の目的

出雲市においては、「観光地経営でなす住んでよし、訪れてよしの観光まちづくり」を目指す将来像とし、持続可能な観光まちづくりに取り組んでいる。その中で、多くの訪日観光客があり、島根県及び松江市をはじめとする周辺市町もターゲットとしている台湾を主軸としたインバウンド誘客を推進している。

本業務の実施により、台湾における旅行先としての認知拡大、旅行商品の造成及び誘客並びに市内施設の流通促進を戦略的・効果的に進めていくことを目的とする。

### 3 対象市場

台湾

### 4 業務内容

本業務では、台湾市場を開拓するため、現地にレップオフィスを設置し、マーケティングを実施するほか、外国人目線でメディアや旅行会社への情報発信を行う。

なお、本業務の実施にあたっては、出雲市への連絡は、日本語で行うこととし、公式に出す現地語の文章は、当該言語のネイティブもしくは同等の能力を有する者が作成すること。

#### (1) レップオフィスの設置

- ・対象市場にメディア向けの観光PRの現地拠点として、レップオフィスを設置すること。
- ・レップオフィスは、現地メディアや旅行会社への影響力を持つ者（以下、「レップオフィス運営者」という。）を配置し、運営すること。
- ・広域観光団体によるメディアプロモーションにより、関心を高めた現地旅行会社に出雲市内の施設の情報等を提供し、ツアー造成及びツアーへの組み込みを進めること。
- ・出雲観光協会と連携し、現地旅行会社の旅行手配支援につなげること。
- ・出雲市の活動に関するコンサルティング、サポートを行うこと。

#### (2) メディア向けマーケティング

レップオフィス運営者が、現地メディアに対し、出雲市の観光の魅力を紹介する記事掲載の働きかけを行う。

実施時期：令和8年8月～令和9年3月

##### ① メディアセールス

ア 対象媒体数：12媒体以上

イ 掲載目標数：12本以上

ウ 業務内容（細目）：

- ・メディア訪問の企画、進行、管理、運営を行うこと。
- ・レップオフィス運営者との連絡調整を行うこと。
- ・活動方針を含む年間計画表を作成すること。
- ・活動方針作成にあたって、対象市場の消費者ニーズの把握を行い、反映させること。
- ・現地メディアに対し、記事掲載を働きかけること。
- ・レップオフィス運営者が実施状況の記録、メディアセールスを効果的に実施できるよう支援すること。

② 実施状況の報告

- ・上記①の実施状況及び掲載記事等について、契約期間内に3回（9月、12月、3月）に報告書を提出すること。
- ・出雲市と受託者によるミーティング（テレビ会議を含む。）を最低2か月に1回は行い、実施状況とその後の予定を報告すること。
- ・レップオフィス運営者も交えたミーティング（テレビ会議を含む。）を契約期間内に3回（8月、11月、2月）に実施し、マーケティングに関する方針について協議、助言すること。

(3) 旅行会社向けマーケティング

レップオフィス運営者が、現地旅行会社に対し、出雲市の周遊型旅行商品造成に向けた働きかけを行う。

実施時期：令和8年8月～令和9年3月

① セールスコール

ア 訪問社数：12社以上

イ ツアー造成・組み込み目標本数：3本以上（招請次第）

ウ 業務内容（細目）：

- ・セールスコールの企画、進行、管理、運営を行うこと。
- ・レップオフィス運営者との連絡調整を行うこと。
- ・活動方針を含む年間計画表を作成すること。
- ・現地旅行会社に対し、出雲市の周遊型旅行商品の造成を働きかけること。
- ・レップオフィス運営者が実施状況の記録、セールスコールを効果的に実施できるよう支援すること。
- ・現地の社会情勢上、セールスが困難な場合は、出雲市と協議のうえ、セールス手法を変更することとする。

② 旅行会社商品造成・送客へのフォローアップ

- ・現地旅行会社へ随時連絡を取り、商品造成及び送客状況の把握を行うこと。

※ウェブサイト・カタログ等への掲載（団体旅行、個人旅行のいずれも可）

※事業開始前に造成されていたツアーは含めない。

③ 商品在庫レポートの作成

- ・対象市場の旅行会社が出雲市をどのような地域として販売しているか調査し、報告すること。

④ 実施状況の報告

- ・上記①～③の実施状況及び掲載記事等について、契約期間内に3回(9月、12月、3月)に報告書を提出すること。
- ・出雲市と受託者によるミーティング(テレビ会議を含む。)を最低2か月に1回は行い、実施状況とその後の予定を報告すること。
- ・レップオフィス運営者も交えたミーティング(テレビ会議を含む。)を契約期間内に3回(8月、11月、2月)に実施し、マーケティングに関する方針について協議、助言すること。ミーティングは、メディア向けマーケティング担当と合わせて実施してもよい。

(4) メディア・旅行会社等招請

次のアからウに関する事項については、受託者と出雲市との協議により決定する。

ア 招請期間

- ・招請期間は出雲市内2泊3日以上滞在を想定

イ 招請人数

- ・メディア・旅行会社商品造成担当者 各1社以上・1名以上

ウ 業務内容(細目)

a 旅程の作成

- ・出雲市の観光資源を把握し、ターゲット層を設定したうえで、周遊が見込まれる旅程を出雲市に提案し、協議のうえ決定すること。

b 被招請者の選定・連絡調整

- ・各社の招請候補を選定し、出雲市にプロフィールを提出すること。

c 招請にかかる手配

- ・日本国までの国際航空券及び出雲市までの国内移動手段を手配すること。
- ・出雲市内の宿泊施設を手配すること。なお、旅館の場合は1部屋1名の夕・朝食付き、ホテルの場合は1部屋1名の朝食付きを原則とする。
- ・旅程における全ての食事を手配すること。なお、食事は重要な取材対象であるため、地域の多様な特色を捉えたものを含む内容とするとともに、食事に関する制限等の留意すべき事項があれば情報提供すること。
- ・取材対象の観光施設への入場、体験等の手配を行うこと。
- ・日本入国時の被招請者の査証発給手続きについて、国内受入責任者として書類の作成などを担い、支援すること。
- ・必要に応じて、各被招請者用のWi-Fiルーターを手配すること。

- ・保険加入等の備えを行ったうえで、熱中症対策等に注意を払い、全旅程における安全を期すること。また、被招請者に対し、旅程中の事故、怪我、第三者に対する損害等に係る被招請者の個人責任の範囲について、あらかじめ同意を得ること。

d 取材への同行

- ・全旅程に、通訳・旅程管理を行うことができる者が同行すること。
- ・出雲市における観光に精通する者を同行させ、被招請者に適宜情報提供できる体制を整えること。
- ・同行者の移動、宿泊、食事及び観光施設への入場・体験等の手配も、受託者が行うこと。

e 招請後のフォローアップ

- ・旅程終了後速やかに、被招請者に対して、マーケティングの参考となるようアンケートを実施し、回収・分析のうえ、日本語に翻訳して報告すること。
- ・旅程終了後も被招請者に随時連絡をとり、追加の情報提供を行うなどフォローアップすること。

f その他

- ・取材の結果得られた情報・写真等は本業務におけるその他の活動に活用すること。
- ・招請に係る全旅程の実施記録（写真画像含む。）を行うこと。

## 5 広告掲載の留意事項

出雲市の信用失墜やブランド毀損につながる次の各号に掲げるサイト等へ広告を掲載しないよう配慮すること。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- (5) 特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、出雲市が広告を掲載することが適当でないと思われるもの

## 6 報告書等の提出

(1) 業務実績報告書

履行期限までに業務全体の実績をまとめた報告書を提出すること。また、実績を踏まえ、今後のプロモーションの方向性について提案すること。

- ・仕様：紙媒体（A4判）
- ・提出部数：1部

## 7 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

## 8 その他

- (1) 受託者は、本業務実施に当たって、出雲市と十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、出雲市は受託者に対して業務の進捗状況等について報告を求めることができる。
- (3) 本業務に係る出稿、編集、報告等の一切の経費（交通費、各種データ作成費等）は、全て事業費に含むこと。
- (4) 本業務を実施に当たって、観光関連施設管理者等への取材、広告掲載許諾が必要なときは、全て受託者の責任において行うこと。
- (5) 成果物に係る第三者の著作権、肖像権その他全ての権利（以下「第三者の権利」という。）についての交渉、処理は受託者が行うこととし、第三者の権利を侵害することがないように業務を実施すること（受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合も同様）。
- (6) 成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題（第三者からの異議申し立て、紛争提起等）については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (7) 受託者は、本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (8) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (9) 本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、出雲市と協議の上、定めるものとする。

### 【参考】海外向けウェブサイト等

○出雲市多言語ウェブサイト Ancient Japan, Izumo  
<https://izumo-japan-travel.com/>

○出雲市多言語フェイスブック Ancient Japan, Izumo  
（英語版） @AncientJapanIzumo  
（フランス語版） @AncientJapanIzumoFr  
（繁体字版） @AncientJapanIzumoTw

○出雲市多言語インスタグラム Ancient Japan, Izumo  
（英語版） @ancient\_japan\_izumo  
（フランス語版） @ancient\_japan\_izumo\_fr  
（繁体字版） @ancient\_japan\_izumo\_tw

※配信先の言語に応じた配信・誘導とすること。

○出雲市 Youtube チャンネル「Izumo, JAPAN」掲載動画  
<https://www.youtube.com/@izumojapan3011/videos>